

しんかんきょう

公益社団法人神奈川県環境保全協議会

2023.8

第147号



「南足柄の酔芙蓉」 Photo by Masao Maida

- 第11回定時総会の開催報告
- 神奈川県の主な環境施策 ～最近の取組～
- 会員事業所の受賞報告(湘南地域県政総合センター所長表彰、環境保全表彰(会長表彰))
- 会員事業所の取組紹介((株)アクアパルス、中央カンセー(株))
- わがお国自慢は、広島県広島市の魅力を PR

水を、土を、大気を知ること。
よりよい未来のために、環境の窓から未来を見つめます。



生命の源である母の羊水『アクア』の中で息づく、幼な子の鼓動『パルス』。
その鼓動のような自然の息づかいを感じとり、共生と調和を考え続けたい。
私たちの包まれている自然や社会がいつまでも優しい羊水のような存在であってほしい。
社名に込めたその願いを忘れることなく、
私たちは歩み続けます。

最先端分析

工場排水等の
水質分析

大気汚染・
排ガス等の
調査測定

作業環境測定
(ふんじん、
有機溶剤、
特定化学物質等)

悪臭分析

産業廃棄物の
分析



〒236-0004

横浜市金沢区福浦二丁目11番地7

www.aqua-pulse.co.jp

TEL 045-788-5101 (代表) FAX 045-788-5102



1	会長あいさつ	2
	公益社団法人神奈川県環境保全協議会 会長 久松太久司	
2	副会長就任あいさつ	3
	公益社団法人神奈川県環境保全協議会 副会長 植松 健二	
3	就任のごあいさつ	4
	神奈川県環境農政局長 尾埜 美喜江	
4	神奈川県の主な環境施策～最新の取組～	5
5	法令・行政の動向	
	(1) 公害対策に関する神奈川県からのお知らせ	6
		神奈川県環境農政局環境部環境課
	① 石綿の事前調査について	
	② フロン排出抑制法関係の法令改正等について	
	③ 水光化学スモッグの低減に向けた対策の推進について	
	④ 最近の動向(次期神奈川県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画について/水質汚濁防止法の排水基準等見直しの動きについて)	
	(2) 神奈川県プラスチック資源循環推進等計画の策定について	10
		神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課
	(3) 「神奈川県資源の循環的な利用等の推進、廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」について	12
		神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課
	(4) マイボトル利用促進の取組について～給水スポット設置中!～	13
		神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課
6	第 11 回定時総会開催について	14
7	会員事業所の取組紹介①	16
		株式会社アクアパルス
	会員事業所の取組紹介②	18
		中央カンセー株式会社
8	会員事業所・個人の受賞報告について	20
9	事務局からのお知らせ	22
	(1) 2022 年度事業の実施結果と 2023 年度事業展開	
	(2) 2022 年度実施研修会の資料提供情報について	
10	わがお国自慢 / 編集後記	24

会長あいさつ



公益社団法人 神奈川県環境保全協議会
会長 久松 太久司

(日産自動車株式会社理事 追浜工場長)

日頃より、会員事業所の皆様や神奈川県をはじめとする関係行政機関の皆様におかれましては、私どもの協議会運営に対しまして、多大なるご理解とご協力を賜り、この場をお借りしてお礼申し上げます。

さて、私どもの協議会ですが、昭和53年に任意団体としてスタートし、その後には一般社団法人となり、更に、平成25年には公益法人の認可を受けて、公益目的事業にも積極的に取り組んでいるところです。日々の事業を進める中では、「時代とともに変化する複雑な環境課題を解決するために必要な情報を皆様に提供すること」を重要な役割の一つと考えて、行政機関や会員が持つ技術情報などの関連情報を研修会やホームページなどの手段を用いて水平展開しています。

このような認識の下で事業を進めてきましたが、ここ数年間は「コロナ禍での事業展開」となり、担うべき役割を發揮できないケースや運営上の苦難もありました。皆様方の組織におかれましても様々なご苦勞があったのではないかと推察するところです。

この新型コロナウイルス感染症も今年の5月には「類型見直し」が行われたことで、今後の協議会活動のみならず、私たちの生活においても、これまでとも違う日常が戻ってくるのが期待されるところです。

私たちを取り巻く環境問題についてですが、協議会の設立当時は、大気汚染や水質汚濁に代表される「公害」が社会問題になっていました。これらの問題の多くは、法令による規制の強化や事業者の皆様の自主的な取組が奏功して、大きく改善してきたと思っています。

一方、最近では、新たに「地球温暖化問題」、「SDGsの取組」、更には、「脱炭素社会の実現」といった広域的で、より解決困難な課題への対応が求められるようになってきました。

こうした中、報道によりますと神奈川県では6月に新たに「脱炭素戦略本部室」を設けて、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入促進や省エネルギー対策を総合的に進める体制が整備されたとのこと。脱炭素社会の実現という課題は、広域的な観点での取組が必要で、解決には様々な主体の関与が求められるなど、私たち事業者への期待も大きくなっていると感じています。

私どもの協議会には、時代とともに変わりつつある環境課題の動向をしっかりと捉えて、会員の皆様の環境保全活動を支援する取組が求められていると思っています。

今後も円滑な協議会運営に向けて、役員でしっかりと議論を重ね、また、会員の皆様のご意見を拝聴しつつ事業に取り組んでいく所存です。

今後も会員事業所の皆様には、事業推進に対するご理解と積極的な事業参加をお願いするとともに関係行政機関の皆様には、一層のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。

副会長就任あいさつ



公益社団法人 神奈川県環境保全協議会

副会長 **植松 健二**

(富士フイルム株式会社 マテリアル生産本部 神奈川事業場長)

この度、公益社団法人神奈川県環境保全協議会の副会長に就任し、協議会の事業運営に携わらせていただくになりました富士フイルム神奈川事業場の植松健二と申します。

横浜をはじめとする大都市と豊かな自然環境を併せ持つ神奈川県環境保全協議会では、これまで実施してきた工場や事業場における公害防止、廃棄物の適正な処理等に関する知識と技術・技能の普及を通じて、地球環境の保全活動を継続すべく、会員企業の皆様や行政の皆様と共に取り組んで行くことが責務だと感じております。

世界に目を移すと環境問題は地球規模で深刻化しており、地球温暖化や海洋汚染、資源の枯渇、生物多様性の減少など、私たちが直面している課題は多岐にわたります。中でも地球温暖化は、猛暑や豪雨、農林水産物への影響など私たちの身近なところまで及んでおり、環境に対する関心、ニーズはますます高まるものと思われまます。

日本国も2020年10月に、2050年のカーボンニュートラル実現を目指すことを宣言しました。国内の産業、エネルギー、交通などのセクターで温室効果ガスの排出削減目標が設定されており、再生可能エネルギーの導入促進、エネルギー効率向上、持続可能な交通システムの構築等の取り組みが進められております。2050年カーボンニュートラルの実現は、並大抵の努力では実現できず、エネルギー・産業部門の構造転換、大胆な投資によるイノベーションの創出といった取り組みを大きく加速することが必要であり、日本政府や地方行政、企業、市民が一致団結して取り組むべき課題だと考えます。

一方で、コロナウィルスやウクライナ戦争は、経済活動のみならず環境保全にも大きな影響を及ぼしています。こうした想定できない状況においても、環境保護は今を生きる私たちの共通の責任であり、神奈川県恵まれた自然環境の尊さと豊かさを次世代に引き継いでいかなければなりません。

どのような状況にあっても前向きな思考で、その時に即した活動を検討し、神奈川県環境づくりの一助となれるように取り組んで参りたいと思っております。今後とも宜しくお願い致します。

就任のごあいさつ



神奈川県環境農政局長 尾 埜 美貴江

公益社団法人神奈川県環境保全協議会の皆様には、日ごろから本県の環境行政の推進にご理解、ご協力をいただき、心からお礼申し上げます。

私は、昭和63年に入庁し、教育委員会や総務局等を経て、今回初めて環境分野に携わる機会をいただきました。神奈川は、豊かな自然など、良好な環境に恵まれており、この環境を保全し、より良くして、次世代に引き継いでいくという重責を担い、身の引き締まる思いです。神奈川の環境保全のため、貴協議会の皆様とともに取り組んでいけることを大変光栄に感じております。

さて、県では、環境施策を推進する上での長期的な目標や施策の方向性を示す「環境基本計画」を定めておりますが、昨今の気候変動や生物多様性の損失の深刻化、資源循環の重要性の高まりなどを踏まえ、令和5年度末に計画を改定する予定です。

地球温暖化対策計画等の各分野に係る個別計画も策定していることから、各分野を横断する視点や、経済・社会といった環境以外の側面への影響を考慮しつつ、丁寧に改定に取り組みます。改定計画の推進によって、SDGsの目指す統合的な課題解決を目指し、持続可能な社会の実現に貢献していきたいと考えています。

また、県では、「かながわプラごみゼロ宣言」を発表し、2030年までのできるだけ早期に、リサイクルされずに廃棄されるプラごみゼロを目指して、令和5年3月に「神奈川県プラスチック資源循環推進等計画」を策定しました。

この計画に基づき、より一層プラスチックに係る3Rに取り組むほか、化石資源を原料としたプラスチックを、紙やバイオマスプラスチックなど、再生可能な資源に置き換えるRenewable（リニューアブル）の取組も推進していきます。

さらに、県は、2050年脱炭素社会の実現に向け、環境農政局の地球温暖化対策部門と産業労働局のエネルギー部門を再編し、6月1日付けで環境農政局内に脱炭素戦略本部室を設置しました。私自身、脱炭素戦略担当局長も兼務して、脱炭素の取組を総合的かつ効果的に推進してまいります。

今後とも、SDGs先進県として、全国の先頭に立ち、県民、NPO、企業等の皆様と連携・協働しながら、県の取組をさらに深化させ、神奈川の環境保全を図っていきたくと考えておりますので、引き続き、皆様方におかれましては、環境保全の取組の牽引役として一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、公益社団法人神奈川県環境保全協議会のますますのご発展と、会員の皆様のご活躍をお祈り申し上げまして、就任のあいさつとさせていただきます。

神奈川県的主要環境施策 ～最近の取組～

脱炭素社会の実現に向けた取組

県では、2050年脱炭素社会の実現に向けて、2030年度の県内の温室効果ガス排出量を2013年度比で50%削減することを目指しています。この目標を達成するためには、県の取組だけでなく、あらゆる主体に脱炭素を自分事として捉えていただき、取り組んでいただく必要があります。

そこで、県では、事業者や家庭などの取組を後押しするための支援を行っています。事業者向けの主な支援は次のとおりです。

■中小企業等の脱炭素化への支援

中小企業等の脱炭素化の取組を支援するため、新たに公益財団法人 神奈川県産業振興センター内にワンストップ相談窓口を設置したほか、省エネ設備やエネルギーマネジメントシステム(EMS)の導入に対して補助します。

■電気自動車(EV)等の導入促進

人流・物流のゼロカーボン化を促進するため、CO2削減量が多い事業用EVの導入に対して新たに補助するとともに、燃料電池自動車(FCV)の導入に対して補助します。また、EVの充電環境等を整備するため、急速充電設備、EVと建物間で充電を行うV2H充電設備、水素ステーション等の整備に対して補助します。

■自家消費型再生可能エネルギー導入費補助

事業所への再生可能エネルギー等の更なる導入拡大を図るため、自家消費型の再生可能エネルギー・蓄電池の導入に対して補助します。

■太陽光発電・蓄電池の共同購入事業

事業所への太陽光発電等の更なる導入拡大を図るため、設置希望者を募り一括購入することで市場価格より安い価格で購入できる共同購入事業を実施します。



「プラスチックゼロ」に向けた取組 ～神奈川県プラスチック資源循環推進等計画～

■プラスチック使用製品の使用の合理化の促進

【神奈川県ワンウェイプラ削減実行委員会】

令和5年1月31日、「神奈川県ワンウェイプラ削減オンラインフォーラム」を開催し、ワンウェイプラの削減に向けた企業・大学の取組事例の発表及び意見交換を実施しました。

【プラスチックごみ削減と脱炭素社会実現に関する連携協定】

令和5年5月30日、ウォータースタンド株式会社と、都道府県としては初となるマイボトルの利用促進等に係る連携協定を締結し、県庁本庁庁舎に給水スポットを設置しました。

■プラスチックの再生利用等の促進

【かながわペットボトルモデル事業推進コンソーシアム】

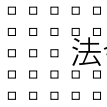
令和4年12月、ペットボトル水平リサイクルに対応可能な産業廃棄物処理業者の情報を県ホームページに掲載しました(令和5年5月時点14者)。

また、令和5年3月17日、「かながわペットボトル水平リサイクルオンラインセミナー」を開催し、ペットボトル水平リサイクルの取組事例の発表及び意見交換を実施しました。

■クリーン活動の拡大等

令和5年1月31日、「かながわクリーンアクティブ・オンラインフォーラム」を開催し、各クリーン活動実施団体の取組紹介及びパネルディスカッションを実施しました。





公害対策に関する神奈川県からのお知らせ

神奈川県環境農政局環境部環境課

1 石綿の事前調査について

(1) はじめに

解体・改修工事に伴う石綿の飛散防止を徹底するため、令和2年6月5日に大気汚染防止法が改正され、調査方法の法定化、調査結果の行政への報告等が義務付けられ、順次施行されてきました。

また、県では、同法の改正を踏まえ、令和3年3月30日に神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例（以下「条例」という。）を公布、令和3年10月1日から施行し、災害時の石綿の飛散防止対策等を強化しました。

ここでは、今後適用される大気汚染防止法の改正事項（解体・改修工事の事前調査関係）と、県が災害時の石綿飛散防止対策のために新たに創設した補助事業（平時の事前調査関係）の概要を説明します。

(2) 今後適用される大気汚染防止法の改正事項

- 建築物又は工作物の解体・改修工事を行う際は、事前に石綿の有無を調査することが義務付けられています。
- この事前調査の義務は、解体・改修工事の元請業者又は自主施工者にありますが、令和5年10月1日から、建築物の解体・改修工事に係る事前調査は、必要な知識を有する次の資格者等に依頼する必要があります。

【資格者等】

- ①一般建築物石綿含有建材調査者
 - ②特定建築物石綿含有建材調査者
 - ③一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て住宅や共同住宅の住戸の内部のみ調査可）
 - ④義務付け適用前に一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者
- ただし、建築物への石綿の使用が禁止された平成18年9月1日以降に設置の工事に着手した建築物の解体・改修工事は、工事着手日を書面で確認することで建築物に石綿が含有されていないことが判明するため、有資格者が調査する必要はありません。
 - また、令和5年6月23日に改正大気汚染防止法施行規則が公布され、工作物の解体・改修工事に係る事前調査は、令和8年1月1日から資格者が行うことが義務化されました。

【事前調査における資格者等の要否】

解体・改修工事	建築年月日	
	石綿の使用禁止 [*] 以前	石綿の使用禁止以後
建築物	令和5年10月1日から必要	不要
工作物	令和8年1月1日から必要	不要

※建築物は平成18年9月1日以降、全て使用禁止。工作物は平成18年9月1日以降段階的に禁止され、平成24年3月1日以降、全て使用禁止。

- なお、解体・改修工事の発注者の方は、調査に関する費用負担等で協力する義務があります。

(3) 建築物石綿含有建材調査者の派遣事業

○災害時には、建築物等の倒壊・損壊による吹付け石綿等の露出などに伴って石綿が飛散するおそれがあるため、条例において、建築物の所有者等が、平時から当該建築物の吹付け石綿等の使用状況を調査する努力義務を規定しています。

○県では、この平時における石綿の事前調査を促進するため、予算の範囲内で、委託する分析会社から有資格者（建築物石綿含有建材調査者）を無料で派遣する事業を令和4年度から開始しました。

○さらに、吹付け石綿等の使用が疑われる建材があった場合は、2検体を無料で分析調査します。

○派遣事業の対象となる建築物、申込方法等の詳細は県のホームページをご確認ください。



出典 環境省災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル

神奈川県 石綿 調査者派遣 | 🔍 又は



2 フロン排出抑制法関係の法令改正等について

(1) はじめに

平成27年4月にフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）が施行されてから、8年が経過しました。ここでは、第一種特定製品（フロン類の充填された業務用エアコン・冷蔵冷凍機器）の管理者の皆様に関連する最近の法令改正等について、お知らせします。

(2) 法令改正について

ア 管理者判断基準の改正について（簡易点検に代わる常時監視システムの採用）

第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（平成26年12月10日経済産業省、環境省告示第13号）では、3か月に1回以上の簡易点検などが義務となっていますが、令和4年8月22日の同告示改正により、簡易点検の実施に代えて、常時監視システムを用いることができることとされました。この常時監視システムについては、測定・診断の回数、記録の保存期間、検知性能など、基準に適合したものである必要があり、単なる温度センサーなどとは異なること、専門家（知見を有する者）による定期点検に代わるものではないことなどに、ご注意ください。

イ 新GWP告示について（算定漏えい量報告関係）

法人全体の年間の算定漏えい量（※1）がCO₂換算で1000tを超えた場合には、事業を所管する大臣に報告することが義務付けられていますが、この計算に用いるGWP（地球温暖化係数）が改正されました（※2）。令和6年度に報告する令和5年度分の算定漏えい量の計算においては、従来のGWP告示（平成28年告示）に代わり、新GWP告示別表第1及び別表第2の第3欄の値を適用することとなりますので、ご注意ください（※3）。

※1点検・修理などの際における充填量と回収量の差が漏えい量とみなされます。

※2フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第一条第三項及び第十四条第五号の規定並びにフロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令第二条第三号の規定に基づき、国際標準化機構の規格八七等に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める種類並びにフロン類の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める係数を定める件（令和5年経済産業省・環境省告示第3号）

※3算定漏えい量報告以外（フロン類の充填に関する基準、特定製品の表示）では、別表第1及び別表第2の第2欄（一部の混合冷媒が追加されたほかは、旧GWP告示と同様の内容）のGWPが用いられます。

(3) 第一種特定製品を廃棄等する際の注意について（東京都内における検挙事案）

令和4年11月、東京都の金属買取業者の代表者等が、業務用エアコンのフロン類を大気放出したとして、警視庁に逮捕されたとの報道がありました。機器の管理者であった者も廃棄等実施者としての書面交付等の義務の懈怠があったとして、書類送検されています。廃棄時等における各種義務違反については、令和2年4月から直接罰（罰金刑）が設けられましたので、皆様におかれましても、十分に注意をお願いします。

管理者判断基準、新GWP告示など法令はこちらをご覧ください。
フロン排出抑制法関連法令（環境省ホームページ）
<https://www.env.go.jp/earth/furon/link/hoki.html>



算定方法・報告書作成支援ツールを使用して漏えい量の算定・報告を行っている方は、こちらから最新のGWPファイルをダウンロードしてご使用ください。
算定方法・報告書作成支援ツール（環境省ホームページ）
https://www.env.go.jp/earth/furon/operator/issu_santei-2.html



3 光化学スモッグの低減に向けた対策の推進について

関東地方における光化学オキシダント濃度は、これまでの事業者等の取組による効果が見られているものの、夏季は未だに高濃度となり、関東地方の広域に渡って光化学スモッグ注意報が発令されている状況にあることから、原因物質の一つである揮発性有機化合物（VOC^{※1}）の削減をさらに推進していく必要があります。

その一環として、神奈川県では近隣自治体（九都県市^{※2}、山梨県及び静岡県）と連携し、VOCの排出抑制の促進を目的として、6月から9月を「夏季のVOC対策」重点実施期間に設定し、事業者や一般家庭に向けて排出抑制への取組を広く呼び掛けています。

事業者の皆様におかれましては、VOC排出基準の遵守を始めとして、適正な使用に努めていただくとともに、塗装・印刷発注時における低VOC製品の選択など、光化学スモッグの低減に向け、更なるVOCの排出削減に御協力をお願いいたします。

※1 Volatile Organic Compoundsの略で、塗料、洗浄剤などの有機溶剤に含まれる成分
※2 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市

- 事業者や一般家庭で実施できるVOC削減手法
夏季のVOC対策リーフレット
(http://www.9taiki.jp/ox/ox_leaf.html)



- PM2.5、光化学スモッグに関する情報
PM2.5（微小粒子状物質）について
(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/pm/index.html>)

光化学注意報発令状況

(<https://www.pref.kanagawa.jp/sys/taikikanshi/kanshi/hatsurei/index.html>)



PM2.5について



光化学注意報
発令状況

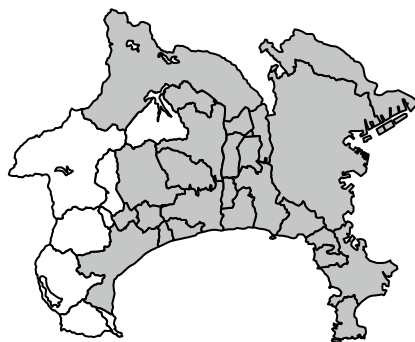
～最近の動向～

次期神奈川県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画について

■総量削減計画について

神奈川県では、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」に基づき、自動車の交通が集中している地域で、大気汚染防止法等による措置のみでは大気環境基準の確保が困難であると認められる地域(対策地域)に18市7町の区域が指定されており、国の総量削減基本方針に基づき、総量削減計画を策定しています。

このたび、国は、対策地域を有する8都府県について、対策地域全体における令和2年度までの大気環境基準の確保という現行の基本方針の目標については、ほぼ達成したと評価しましたが、一部の測定局では二酸化窒素に係る環境基準値を超過する可能性が十分低い濃度レベルには至らなかったこと等により、これまでの施策を継続する必要があるとして、令和8年度を目標年度とした基本方針を策定したことから、本県では、次期総量削減計画の策定の検討を進めています。



本県の対策地域(塗りつぶし部分) ※相模原市は、合併前の旧津久井町、旧相模湖町、旧藤野町を除く区域

■次期総量削減計画素案の概要

○計画の目標(施行日:令和6年4月1日)

大気環境の維持を目標とし、令和8年度まで、県内全域における大気環境基準を確保した状態を維持します。

○目標達成のための施策

国の基本方針に則して、施策の追加は行わず、現行の施策(自動車単体規制の強化、車種規制の実施、ディーゼル車運行規制の実施、低公害車の普及促進、エコドライブの普及促進、自動車交通需要の低減、交通流対策の実施、局地汚染対策の推進等)を推進します。

■ご協力をお願い

良好な大気環境の確保に向け、引き続き、次の取組の実施をお願いします。

- ・低公害車の利用
- ・エコドライブの実施
- ・ディーゼル車運行規制の順守
- ・産業道路(川崎市内)や国道129号(厚木市内)の迂回(迂回経路がある場合)等

水質汚濁防止法の排水基準等見直しの動きについて

令和3年10月に公共用水域及び地下水の水質汚濁に係る環境基準が見直され、人の健康の保護に関する環境基準のうち六価クロムについて、その基準値が見直されました。また大腸菌群数について、「生活環境の保全に関する環境基準」の項目から削除され、新たに大腸菌数が追加されました。これらを踏まえ、今後、水質汚濁防止法の排水基準等が見直される予定です(令和6年4月施行予定)。

排水基準等に関する見直し内容は、現在国が検討している段階ですが、六価クロム化合物に関しては、同法の排水基準及び地下水の水質の浄化措置命令に関する浄化基準等が強化される予定です。また、大腸菌群数に関しては、排水基準の項目が大腸菌数に見直され、併せて基準値及び検定方法が見直される予定です。

県では、国の動きを踏まえ、同法第3条第3項に基づく上乗せ条例及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則に定める排水基準等に関し、必要な見直しを行う予定です。

神奈川県プラスチック資源循環推進等計画の 策定について

神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課

1 計画策定の趣旨

プラスチックは、素材として軽くて加工しやすい等の特徴があることから、様々な分野で利用されています。その一方、正しく廃棄されず環境中に流出したプラスチックによる海洋汚染は、現在、世界的な環境問題となっています。また、化石資源を原料としたプラスチックを、廃棄し焼却することは、地球温暖化の原因の一つになっており、2050年脱炭素社会の実現に向け、プラスチックの資源循環の重要性は、より一層高まっています。

国では、2019（令和元）年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、2022（令和4）年4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環法」という。）を施行しました。

一方、県では、2018（平成30）年9月に「かながわプラごみゼロ宣言」を発表し、2030年までのできるだけ早期に、リサイクルされずに廃棄されるプラごみゼロを目指すこととし、取組みを進めてきました。また、プラスチックに係る資源循環をより一層推進するため、2022（令和4）年7月には「神奈川県資源の循環的な利用等の推進、廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」を改正し、県の責務として「プラスチック資源循環推進等計画」の策定を規定するなどしました。

こうした背景から、2023（令和5）年度以降の本県におけるプラスチックの資源循環等の取組みを総合的かつ計画的に推進するための方針や施策等を、「神奈川県プラスチック資源循環推進等計画」として取りまとめました。

2 計画の内容

(1) 計画期間

2023（令和5）年度から2027（令和9）年度までの5年間

(2) 基本的な方針

「かながわプラごみゼロ宣言」の実現を目指すとともに、プラスチック資源循環法及び条例に基づく取組みを推進するため、県、市町村、県民、事業者が相互に連携しながら、それぞれの役割において、プラスチックの3R + Renewable^{*}に係る取組みを進めます。

なお、3Rの取組みではプラごみの排出を減らすリデュース（排出抑制）の取組みが最も重要であり、リデュースを徹底したうえで、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）を進めます。また、再生利用が困難なプラごみを、やむを得ず焼却する場合には、熱回収により有効利用します。

※再生可能な資源の活用

(3) 推進方策

基本的な方針に沿い、次の推進方策の体系により取組みを進めます。

このうち特に1～3は、重点的に講ずべき方策と位置付け、取組みを推進します。

【推進方策の体系】

1 プラスチック使用製品の使用の合理化の促進

2 プラスチックの再生利用等の促進

- (1) ペットボトルの水平リサイクルの推進
- (2) プラスチックごみの分別収集、再資源化の促進
- (3) 再生利用が困難なプラスチックへの対応

3 クリーン活動の拡大等

- (1) クリーン活動の拡大等
- (2) 不法投棄対策の推進

4 普及啓発・環境教育

5 実態調査等

「1 プラスチック使用製品の使用の合理化の促進」では、プラスチックごみの排出を抑制するため、ワンウェイプラスチックなど過剰なプラスチック使用製品の使用削減、環境に配慮した製品の選択、なるべく長期間利用するといった、プラスチック使用製品の使用の合理化を促進します。

「2 プラスチックの再生利用等の促進」では、発生するプラスチックごみは、徹底したリサイクルを推進します。マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルによる再生利用を優先し、それが難しい場合には、熱回収も含めて循環利用を促進します。

「3 クリーン活動の拡大等」では、環境中に排出されてしまったプラスチックごみの回収を進めるとともに、ポイ捨て防止や非意図的な環境への排出防止の取組み、不法投棄対策を推進します。

また、各方策においては、市町村、事業者等とも連携及び情報交換を図りながら、施策を推進します。

(4) 計画の進行管理

計画の進捗状況を把握するため、プラごみゼロ宣言の目標達成状況を測る指標である、プラスチックごみ（一般廃棄物及び産業廃棄物）の有効利用率について具体的な目標値を設定し、毎年度、達成状況を管理していきます。また、結果は県ホームページで公表します。

【一般廃棄物及び産業廃棄物の有効利用率に係る目標値】

年度	2020	2023	2024	2025	2026	2027	2030
	(実績)	計画初年度	2年目	3年目	4年目	計画最終年度	宣言目標年
一般廃棄物	98.5%	98.6%	98.6%	99.4%	99.7%	99.7%	100%
産業廃棄物	81.7%	87.2%	89.0%	90.9%	92.7%	94.5%	100%

※産業廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく多量排出事業者が排出する廃プラスチック類を対象に把握します。

計画（全文）は、県ホームページ「神奈川県プラスチック資源循環推進等計画」で公開していますので、ぜひご覧ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/sdgs/plastickeikaku.html>



「神奈川県資源の循環的な利用等の推進、 廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」について

神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課

1 はじめに

廃棄物の不法投棄や不適正処理は、これまで大規模かつ悪質な事案が発生し、全国的な社会問題となり、現在においてもその根絶には至っていない状況下において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）の改正が重ねられてきました。しかし、事業者による不適正保管への対応や、不法投棄を許さない地域環境づくりの推進のため、さらなる制度的な対応が必要であったことから、本県の地域事情に応じ、廃棄物処理法を補う視点で「神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」を制定し、平成19年4月に施行しました。また、令和4年には、資源の循環的な利用等の推進に係る内容の拡充を図り、「神奈川県資源の循環的な利用等の推進、廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」（以下、「条例」という。）へと名称を改め、同年7月から施行しております。

2 条例の概要

(1) 目的

資源の循環的な利用等の推進及び廃棄物の不適正処理の防止に関する施策の実施及びその他必要な事項を定めることにより、廃棄物に係る環境への負荷の低減を図り、もって良好な生活環境を保全することを目的としています。

(2) 各主体の責務

県、事業者、廃棄物処理業者、県民及び土地所有者の責務として、資源の循環的な利用等の推進や廃棄物の不適正処理の防止等について規定しています。

(3) 資源の循環的な利用等の推進

資源の循環的な利用等の推進として3Rの推進を図るほか、プラスチックに係る資源の循環的な利用等、プラスチック資源循環推進等計画等について規定しています。

(4) 廃棄物の不適正処理の防止等

不法投棄を許さない地域環境づくりとして、美化活動の推進を図るほか、ポイ捨ての禁止やごみの散乱防止について規定しています。

(5) 産業廃棄物の保管場所の届出

産業廃棄物の生じた場所（事業場）以外の場所で当該産業廃棄物を保管する場合は、廃棄物処理法（第12条第3項及び第12条の2第3項）による届出のほか、条例により事前の届出を規定しています。

3 令和4年度の条例改正の概要（令和4年7月29日施行）

プラスチックをはじめとする資源の循環的な利用等の推進や美化活動の拡大等を図るため、2(2)、2(3)の内容を改めました。

県の責務として、事業者、県民及び市町村と連携した美化活動の推進や環境教育の推進を追加し、さらに、プラスチックに係る資源の循環的な利用等について総合的かつ計画的な推進を図るため、施策の基本方針や具体的な推進方策など定めた「プラスチック資源循環推進等計画」を定めることとしました。

また、事業者及び県民の責務として、県及び市町村が実施する美化活動の推進に関する施策への協力を追加しました。さらに、ポイ捨て禁止の対象とすることとして、「ペットボトル、食品の容器包装、プラスチック製の買物袋」を追加するとともに、ごみを捨てる際の廃棄物の散乱防止に関する規定を追加しました。

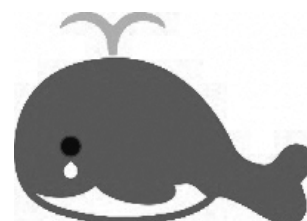
〔なお、条例改正の詳細は、県のHPにも掲載しておりますので、ご確認ください。〕

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/mokuji/tekiseisyori.html>

マイボトル利用促進の取組について ～給水スポット設置中!～

神奈川県は、2018(平成30)年9月に「かながわプラごみゼロ宣言」を発表し、2030(令和12)年までのできるだけ早期に、リサイクルされずに廃棄されるプラごみゼロを目指しています。

県は、誰もが手軽に実践できるリデュース(排出抑制)、リユース(再利用)の取組として、マイボトルの利用をさらに促進することとしました。そこで、令和5年5月30日(ごみゼロの日)に、ウォータースタンド株式会社と、都道府県としては初となるマイボトル利用促進等に関する連携協定を締結しました。



かながわプラごみ ゼロ宣言



(1) 県有施設への給水スポットの設置

マイボトル専用給水器(常温・水道直結型・浄水機能付き)を県庁本庁舎1階に2台設置しました。

どなたでもご自由に使用いただけますので、県庁にお越しの際は、ぜひお気に入りのマイボトルを持参してご利用ください。

今後、県民の皆様が利用する県有施設にも順次設置していきます。

(2) 企業等との連携

趣旨に賛同いただける市町村や民間企業等と連携し、県内全域に給水スポットの輪を広げ、県民のマイボトル利用を促進するとともに、給水器を活用してプラごみゼロに向けた県の施策を普及啓発するなど、プラごみへの関心の浸透を図ります。

(3) 環境教育の実施

次代を担う若者に自分事として環境問題を考えてもらうため、学校への出前授業等を実施します。

An informational poster with a whale logo. The main text reads 'おいしいお水が給水できる 給水スポット 設置中!' (Delicious water can be dispensed at water spots. Installation in progress!). It also says 'マイボトル専用' (Dedicated for my bottle) and '神奈川県はSDGsの推進に向け、「かながわプラごみゼロ宣言」をしています' (Kanagawa Prefecture is promoting SDGs and has made the 'Kanagawa Plastic Waste Zero Declaration'). At the bottom, it promotes a LINE account: 'LINE公式アカウント『かながわプラごみゼロ情報』 友だち募集!' (Official LINE account 'Kanagawa Plastic Waste Zero Information' Friends recruitment!). A QR code is provided for more information. Contact information at the bottom: '問い合わせ先: 神奈川県 環境農政局 環境部 資源循環推進課 TEL 045-210-4147(直通)'.

お問い合わせ先: 神奈川県 環境農政局 環境部 資源循環推進課 TEL 045-210-4147(直通)

第11回定時総会開催について

1 定足数の確認

令和5年5月23日（火）に横浜・波止場会館において、第11回定時総会等を開催いたしました。今年度も「新型コロナウイルス」感染防止のため、役員のみでの出席での開催となりました。総会では、正会員数237名のうち委任状提出が119名、議決権行使書が59名の計178名、当日参加の20名と併せて198名となり、定足数の総正会員の過半数に達していることが報告されました。

2 主催者及び来賓のあいさつ

事務局の進行により開会し、その後、久松太久司会長（日産自動車(株)理事追浜工場長）から主催者代表のあいさつを行いました。引き続き、公務ご多忙の中ご出席をいただいた、神奈川県の間猛彦大気水質課長よりご祝辞を賜りました。



久松 太久司 会長



間 猛彦 大気水質課長



会場の様子

3 議長選出及び議事の審議結果について

議長には、久松会長が指名され、以下の議案については、審議の結果出席会員20、委任状及び議決権行使書178の合計198の賛成により、承認となりました。

第1号議案「2022年度事業報告について」

第2号議案「2022年度収支決算報告及び会計監査報告について」

第3号議案「役員を選任及び解任について」

続けて、「2023年度事業計画及び収支予算」について事務局から報告を行いました。報告内容は、3月に開催した「第2回通常理事会」で承認をいただいたものです。



久松 議長



塩谷 事務局長

4 議長解任及び閉会

予定していたすべての議事が終了し、第11回定時総会は閉会となりました。

なお、総会終了後、同会場にて「第1回臨時理事会」を開催し、総会で選任された植松理事（富士フィルム(株)マテリアル生産本部）が副会長に選任されました。15ページの役員名簿は総会と第1回臨時理事会の結果を反映したものとなっています。

◇ 新役員名簿 ◇

(敬称略)

役 職 名	所 属	氏 名
代表理事会長	日産自動車(株)追浜工場	久松太久司
代表理事副会長	富士フイルム(株)マテリアル生産本部	植松 健二
常 務 理 事	(公社)神奈川県環境保全協議会	塩谷 映雄
理 事	(株)オカムラ生産本部追浜事業所	橘川 史朗
理 事	三菱電機(株)鎌倉製作所	小松 秀一
理 事	アマノ(株)相模原事業所	山口 健
理 事	アンリツ(株)	佐藤 勝史
理 事	ソニーグループ(株)厚木テクノロジーセンター	加賀谷 努
理 事	芝浦機械(株)相模工場	仲 智
理 事	トピー工業(株)綾瀬製造所	伊藤喜久也
理 事	日立Astemo(株)厚木工場	金川 博俊
理 事	いすゞ自動車(株)藤沢工場	森 淳美
理 事	市光工業(株)ライティング事業本部伊勢原製造所	岸本 友介
理 事	関西ペイント(株)平塚事業所	鎌田 俊彦
理 事	J X金属(株)倉見工場	富久尾 剛
理 事	田中貴金属工業(株)化学回収カンパニー湘南工場	橋本 一郎
理 事	日産車体(株)	鎌田 秀行
理 事	花王(株)小田原事業場	佐藤 克孝
理 事	(株)クボタケミックス小田原工場	南場 徹也
理 事	三菱ケミカルハイテクニカ(株)小田原テクノセンター	川 裕司
理 事	富士フイルムビジネスイノベーション(株)竹松事業所	江口 敦彦
監 事	(株)さんこうどう	川上 彰久
監 事	(株)旭商会	根本 敏子

AQA アクアパルスの取り組み紹介

私たちは、よりよい未来のために環境の窓から未来をみつめます

私たちは、「水を、土を、大気を知ること」を企業理念として、30年以上計量証明事業に携わっております。ここ数年の環境問題としては、二酸化炭素排出による地球温暖化への懸念、海洋ごみによる有害物質の越境や有機フッ素化合物 (PFAS: ピーフアス) による水土壤汚染など、世界的レベルでの環境問題が増えてきております。環境問題は、いつ、どこで、発生するかわからない、火種がつく前に感知して、サンプリングから分析まで対応してなくてはならないという緊急性を伴います。

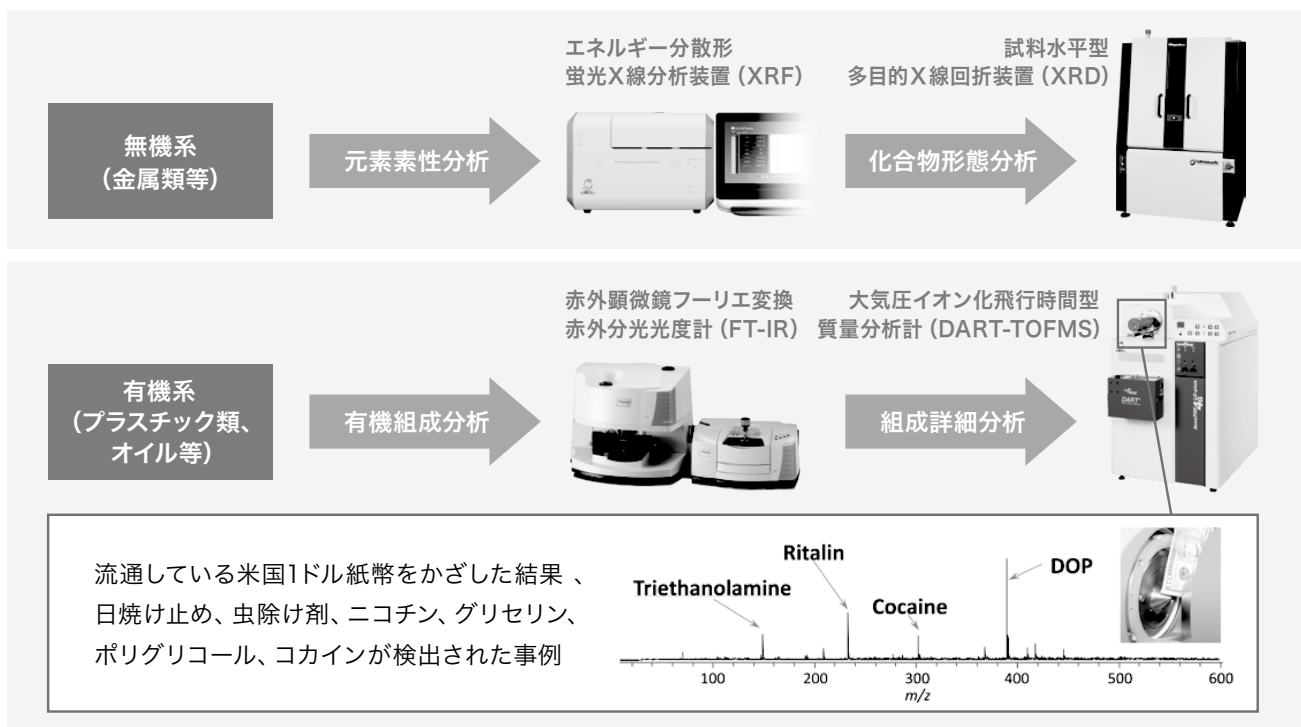
弊社は、「環境という窓をとおして、その変化をいち早く正確に知ること」、そして迅速に対応できるよう常に「次の一手」を考えています。今回は、「次の一手」として、弊社で取り組み始めた例をご紹介します。

異物調査

下図参照

「作業現場で不明な物質が見つかった」、「製品からいつもと違う臭いがする」、「工程水の色がいつもと違う」、「2つの製品が同じものなのか知りたい」などのお声を受け、原因究明のための調査を行うため、警察庁の科学捜査研究所でも使用されている機器を揃えました。

この業務は、犯人捜しと同じで初動捜査が最も重要になります。発見された状況や試料形態から考えられる成分を予想することから始まります。下図にご紹介する装置で、無機系、有機系それぞれの組成分析から、化合物形態や組成詳細などの詳細分析までを一つの流れとして測定をおこなっております。引き続き、これまでの定量分析で培った知識と装置を駆使し、環境保全の未来のため、異常を素早く見分けられる手段の一つとして発展させていきたいと考えています。



www.aqua-pulse.co.jp

〒236-0004 横浜市金沢区福浦二丁目11番地7

TEL 045-788-5101 (代表) FAX 045-788-5102



DART™-TOFMS事例：日本電子TOFMS(株)DART™アプリケーションノートブックより

事例1「紙幣上の違法薬物の迅速検出」

紙幣をDART™イオン源前面にかざすだけで、紙幣表面の薬物の有無の検出が可能となります。過去数年に渡り、米国や他国の紙幣通貨に対してDART™を用いた検査を行った結果、米国1ドル紙幣のほとんどすべてからいろいろレベルのCocaine (コカイン) が検出された事例です。

事例2「唐辛子中のCapsaicin (カプサイシン) の分析」

Capsaicin (カプサイシン) は、唐辛子を食べたときに辛さや焼きつくような感覚を引き起こす原因物質です。唐辛子のどの部分にCapsaicinが高濃度に存在しているかを調べるために、唐辛子の異なるいくつかの部分でDART™イオン源にかざすことで、それぞれの部分の辛さを評価しました。果肉部分には、Capsaicinは少量しか存在せず、種子はより高濃度でしたが、もっとも高濃度であったのは種子がついているさやの内側の膜部分であることがわかりました。

最近のトレンドとして、テレビや新聞などでよく耳にする、「有機フッ素化合物 (PFAS:ピーファス)」の分析や、環境省等で見直しされている「環境DNA」を用いた、海域や河川での調査も行っておりますので、ご紹介させていただきます。

有機フッ素化合物 (PFAS:ピーファス) の分析

PFOS (ピーフォス) とPFOA (ピーフォア) は、どちらも「PFAS (ピーファス)」と呼ばれる有機フッ素化合物群の一種です。これらの物質は、古くから多くの製品に使用され、私たちの生活の中で役立ってきました。

しかし、徐々に人体や環境に対しての有害性が明らかとなり、近年ではPFAS汚染が世界的に取り扱われるようになりました。神奈川県内でも、地下水や河川、海域での汚染が確認され問題となっています。この分析では、高価な分析機器と高額な維持費が必要なため、県内でも機器を保有できる会社は少ないのですが、弊社では自社で分析が可能となっております。

環境DNAを用いた調査

環境省では、絶滅危惧種をはじめとした淡水魚類の全国的な分布情報の把握や希少種の保全等を目的とし、これまで、捕獲等の手法に限られていた淡水魚類について環境DNA調査の標準化を進めています。弊社では、日頃の海域調査のノウハウを使い、閉鎖性の高い内湾域における生物相の把握を目的とした業務を始めました。

本業務では、採取箇所による生物相、季節的な分布量の変動を把握するほか、こういった沿岸利用形態によるコンタミネーションの発生状況にも着目しております。発注者と共に解析結果を評価し、環境DNA解析手法のブラッシュアップや、多様な活用方法を検討しながら、これからも生態系に描かれた生き物たちの航跡を辿っていきます。

作業効率を上げながら再資源化率を向上させること

中央カンセー株式会社 企画調査部 柏木 均



土砂が大量に混入した廃棄物

2020年1月に初めて国内での感染が確認されてから3年半の間コロナ禍で産業が低迷する状況が続いていましたが、ここに来てやっと回復の兆しが見え始めて来ました。このまま無事に収束することを切に願います。

一般的に景気が低迷すると排出される廃棄物の質(内容)も変わってくる傾向があります。具体的には、排出事業者から廃棄物を中間処理場で受入れた段階で既に選別再資源化等出来ることはほとんどなく大半を焼却処分や最終処分しなければならない内容の廃棄物として搬入されてくる事が多いのです。

然しながら、多くの企業は従前より廃棄物の発生抑制・再使用・再資源化の3Rを徹底し環境保全の推進と廃棄物処理にかかる費用削減に大変な努力をされており、その結果として内容が変わったのであれば当然の事として受入れる必要があります。変化に対応しながら選別作業の効率化と資源化率向上を図るために弊社が数年前に上依知リソースセンターに導入した選別装置を紹介します。既存の選別コンベアに追加して設置する方法で配置したので処理作業工程に大きな変更はありません。



ベルト式選別機 PIMTER 602-XT

まず1台目はベルト式選別機で振動篩と一体化した装置です。上の写真にあるような土砂混じりの廃棄物を処理するとき効果的な装置です。まず、投入コンベアから振動篩機に投入し10mmアンダーの土砂を除去します。この土砂は管理型埋立処分します。



除去した土砂

その後廃棄物はベルト式選別装置に流れ比重分離されます。がれき類等の重い物はベルトの傾斜で下に転がり落ちてコンベアに流れ、リサイクル出来るがれき以外の異物類はリターンして既存の選別コンベアに流します。ベルト式選別装置で廃プラ・紙くず等の軽い物はベルトの回転で上部に流れ、既存の選別コンベアに合流します。この装置では土砂類とがれき類の除去が主たる目的ですが、火災事故の原因となるリチウムイオン電池なども比重分離で発見除去出来たりしますので事故防止には大いに役立っていると考えます。この後選別された廃プラ類・紙くず・木くず類などの廃棄物は既存の選別コンベア

に流れ、手作業で再選別を行います。コンベア上には金属類を除去する磁気選別機も設置しており、今回紹介する2台目の装置もこのコンベア上に設置しました。



手選別コンベア

選別コンベアに流れた比較的大きめの廃プラ・紙くず・木くずなどを手作業で選別し自社の愛川リソースセンターで固形燃料RPFの原料として利用します。土砂やがれき類などが事前に除去されているので手選別作業がやりやすくなっており作業環境の粉塵も抑えられています。この後、コンベア上に残った比較的小さな廃棄物は磁気選別機に流れ金属類を除去した後に今回紹介します2台目の装置である吸引選別装置に流れます。

この装置は細かくなって選別に時間の掛かる廃棄物を処理するための装置で、安定型埋立処分が出来ない紙くず・木くずなどを風力を使って除去するものです。コンベア面に吸引口を近付けて掃除機のように吸引することで効率的に対象物を除去できます。吸引した廃棄物は装置本体内で吸気と分離排出され架台下のコンテナに貯留します。ほとんどは焼却処分対象になりますが状態によっては固形燃料の原料にも利用します。この装置の主たる目的は安定型埋立処分が出来ないミンチ状の紙くず・木くず類を短時間で除去することなので、選別物の再利用は二次的効果と捉えて作業効率を優先しています。以上2台の選別機を設置することで作業環境の改善と資源化物の抽出が効率的に行え、全体的な作業効率も向上しました。



吸引選別機 アトムV



金田リソースセンター



ペットボトル圧縮

その他、弊社として三つ目の再生処理工場となる金田リソースセンターを昨年8月から稼働しておりペットボトルや空缶の圧縮処理や発泡スチロールの溶融処理を行っています。



空缶圧縮



発泡スチロール溶融

主軸となる上依知リソースセンターでの選別処理と抽出した廃棄物から純国産燃料RPFを製造する愛川リソースセンターと併せて3本柱として稼働させ、多様化する廃棄物に対応してまいります。

〒243-0032
神奈川県厚木市恩名1-11-31
中央カンセー株式会社 本社
TEL046-221-1102 FAX046-225-6099
URL: <http://www.chuohkanse.com>

神奈川県湘南地域県政総合センター所長主催の「令和5年度神奈川県環境保全功労者・工業保安功労者表彰」及び当協議会会長による「2023年度環境保全表彰」の受賞者が決まりましたので報告します。皆様、受賞おめでとうございます。

◇令和5年度神奈川県環境保全功労者・工業保安功労者湘南地域県政総合センター所長表彰◇

- 受賞者：富士電線株式会社（伊勢原市鈴川10番地）
- 受賞区分：大気・水・土壤環境保全功労
- 会社概要：富士電線株式会社は、1951年に東京都大田区で創業を開始し、1972年に本社・工場を伊勢原市へ全面移転しました。同社は創業以来、高品質な電線製品を製造・販売しており、建設、LAN、通信などの分野で幅広く活用されています。現在、国内に3つの製造拠点を持ち、「いつでも、どこでも、なんでも」を合言葉に、日々の生活になくてはならない電気や情報などの“ライフライン”を支えています。
- 事業所における取組み親会社の昭和電線ホールディングス（株）の環境自主行動計画（ボランティアプラン）に基づいて、取組みを推進しています。また、1999年にISO14001を認証取得しています。



消防用ケーブル

【主な取組み】

- (1) 「有害化学物質の使用削減」としてVOC大気放出量削減
電線表面印刷用インク、溶剤の削減及び大気放出量削減を進めています。
 - ① 表面印刷機更新推進 → 余剰インク回収効率の向上
 - ② VOC吸着式フィルター設置（局所排気装置排出口）→ 大気放出97%削減
 - (2) 「環境貢献製品の拡大」として製品設計におけるプラスチック投入量の削減
電線の細径化、短尺化、部品点数の削減により投入量を最少化しています。
 - ① ケーブル外径細径化によりケーブル重量10%減
 - ② ケーブル使用部品の軽量化によりケーブル重量14%減
 - ③ 使用点数削減により廃棄時の処理量削減
 - (3) 「水使用量の削減」に向けた具体策の抽出促進と実行
2018年度実績を基準として、2025年度までに水使用量を20%削減。2023年度現在も削減施策取組中
 - (4) その他活動等
 - ① 神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく「神奈川県優良環境管理事業所」認定取得
 - ② 当協議会には平成10年に加入しています。
- 表彰式
令和5年6月13日（火）神奈川県平塚合同庁舎で執り行われました。



最前列右から二人目栗原 富士電線株式会社取締役管理本部長様、右端当協議会湘南地区部会 橋本部部长

◇(公社)神奈川県環境保全協議会 環境保全表彰(当協議会会長表彰)◇

団体表彰は「株式会社DNPエリオ東京工場」、「株式会社井上香料製造所小田原工場」の2事業所が、また、個人表彰は、南場徹也氏（協議会理事：株式会社クボタケミックス小田原工場）及び佐相慎一氏（協議会地区部会役員：菱電湘南エレクトロニクス株式会社）の2名が受賞しました。

受賞者名	功績概要
株式会社DNPエリオ 東京工場 (愛甲郡愛川町)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大日本印刷株式会社と富士製鐵株式会社（現日本製鉄）共同出資によりメタルプリント株式会社を設立。1968年に神奈川県に大日本金属印刷株式会社を設立して、2004年には社名をDNPエリオと改称。 ○ スチール、アルミ、ステンレスなどの印刷焼付化粧金属板の開発製造 ○ 大気・水質規制、臭気、騒音・振動などの規制基準について自社基準を設けて、排出管理を徹底している。 ○ 温暖化防止、VOC削減、水使用総量の削減、輸送時の環境負荷の低減対策などにも取り組み、その他として、照明のLED化、節電活動、食堂の残渣削減活動、工場内緑地の適切管理にも努めている。
株式会社井上香料製造所 小田原工場 (南足柄市生駒)	<ul style="list-style-type: none"> ○ アロマケミカル分野として食品用香料、化粧品香料の製造、ファインケミカル分野として高分子材料、電子材料、医薬中間体ほか様々な製品と技術を提供している。 ○ 「企業行動規範」の制定文中「環境への対応」では、低炭素社会・循環型社会に資する企業活動を行い、環境と経済が調和した持続可能な社会の構築に寄与することとしている。 ○ 酒匂川水系保全協議会、(公社)神奈川県労働安全衛生協会、小田原・あしがら防火安全協会などに入会、また、南足柄市カーボンニュートラル・パートナーシップ協定締結事業者として自然と生活環境保全の取組みを推進している。
南場 徹也 (所属) 株式会社クボタケミックス 小田原工場	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2005年から環境関連業務を担当し、2010年から公害防止管理者として、2011年からは化学物質管理担当者に就くと同時にEMS事務局長として、14001統合認証取得の実現にも尽力した。 ○ 廃棄物の減量化、有価物化推進業務の中心的な役割を担い事業所の神奈川県環境保全功労表彰(3R)受賞に貢献した。 ○ 2012年から公益社団法人神奈川県環境保全協議会理事に就任、企画教育委員会委員や県西地区部会役員としても活躍 ○ 小田原で最後の一軒となった地域コミュニケーションの場所である銭湯に薪として使用できるように廃木材を加工して無償提供するボランティア活動にも努めている。
佐相 慎一 (所属) 菱電湘南エレクトロニクス 株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1996年から環境管理業務全般に関わりISO推進事務局長としてシステム構築などに力を注ぎ、1999年の認証取得に尽力した。 ○ 1997年からは、振動関係公害防止管理者として、1998年からは特別管理産業廃棄物管理者として、更には、2008年からは環境業務全般をけん引して、事業所の神奈川県環境保全功労者表彰受賞に貢献した。 ○ 協議会活動に関しては、2008年以降、横須賀・鎌倉地区部会役員として協議会運営に力を注いでいる。 ○ 里山保全活動や会社前の県道304号線沿い企業合同のクリーン活動にも積極的に関わるなど地域活にも貢献している

2023年5月23日に表彰式を執り行いました。



左から順に

①株DNPエリオ 河村様 ②株井上香料製造所 加藤様 ③神奈川県 大気水質課長 関様 ④久松会長 ⑤植松副会長 ⑥株クボタケミックス 南場様 ⑦菱電湘南 エレクトロニクス 佐相様



2022 年度事業の実施結果と 2023 年度事業展開



1 2022 年度事業の実施結果等

- (1) 事業実施結果の概要と事業推進において配慮した事項
2022 年度は、概ね事業計画に沿って進めることができました。
特に、研修会事業では、「リモート」と「動画配信」を併用して参加できるように運営しましたが、なお、参加者が予定数に達しない研修会もありました。
- (2) 情報提供充実に向けた取組
情報提供は、「ホームページ」、「会報誌しんかんきょう」と「研修会事業」を組み合わせで行いました。
 - ア ホームページによる情報提供は年間 66 件で、皆様からの要望の多い「行政機関情報」がそのうちの 7 割を占めていました。また、ホームページに重要情報を掲載した際には、情報を確実に受け取っていただくために、事前に登録していただいているメールでご案内をしました。
 - イ 「会報誌しんかんきょう」では、法令改正動向や神奈川県を取組などの行政動向に関する紙面をこれまで以上に充実させて発行しました。
 - ウ 研修会事業の企画に当たっては、会員の皆様から、開催日程やテーマなどに関する要望を伺い、できる限り要望に沿う形で企画、実施しました。前年度の結果を右ページに一覧として掲載しています。

2 2023 年度事業について

- (1) 事業見直し
2023 年度事業は、概ね、前年と同様の事業を計画しましたが、新型コロナウイルス感染症の法律上の取り扱い変更を受けて、一部の事業の見直しを行いました。
【見直しを行った事業】
 - ① 合同地区研修会の再開
研修事業関係で、コロナの影響で暫く休止していましたが再開しました。この事業は会員限定で、「模範的活動を行う事業所の視察研修」を行うものです。会員の皆さんの技術習得を支援し、会員相互の親睦を目的に開催します。
 - ② 公開環境講演会の再開
総会開催に合わせて開催していましたが 3 年間ほど休止していましたが、新型コロナの取り扱いの変更を受けて再開することにしました。この事業は既に実施済みで、5 月に開催した総会后に、副会長の富士フィルム株式会社マテリアル生産本部 神奈川事業場長の植松健二様から「熊本地震における災害対応事例について」のご講演をいただきました。出席できなかった会員の皆様には、後日、動画配信をさせていただきました。
- (2) 充実した 情報提供を行うための取組
 - ① 研修会事業の「リモート開催」と「動画配信」は、会員のメリット向上のために今年度も継続してまいります。
 - ② 提供する情報の内容を精査、取捨選択して役立つ情報を提供すること、また、提供する情報には必要に応じて詳しい説明を加えるなど、分かり易く提供します。
 - ③ 環境情報を日常的に提供する手段としてホームページを効果的に運用します。特に行政情報の提供要望が多いので、一層の収集と提供に努めます。また、重要情報を掲載した際には、事前登録のメールアドレスにその旨を連絡いたします。

2022年度 実施研修会の資料提供情報について

2022年度はオンライン（ZOOM）を活用して研修会を開催いたしました。下記研修会については講義をそのまま動画（Youtube）配信いたしました。研修会受講者以外の方にも有償で提供しました。

○ 2022 年度環境保全研修会（前期 I）	
講師／講義内容	講義データ概要
1.代替フロンへの危機と経営者の責務 講師：一般財団法人日本冷媒・環境保全機構 企画・調査部 担当部長 山本 隆幸 氏 冷媒は「地球温暖化問題」で国が指定しているガスですが、キガリ改正による HFC（代替フロン）の生産抑制で今後の供給が問題となっています。また、フロン排出抑制法・改正法（2020年4月施行）の罰則強化など冷凍機器管理者としての役割も重要になっています。これらについて解説しています。	講義時間：60 分 Powerpoint 52 ページ
2.大気汚染防止法の概要と改正内容について 講師：神田環境研修企画事務所 代表 協議会環境保全アドバイザー 神田 英治 氏 ・ばい煙による健康被害（公害）発生と「大気汚染防止法」制定の歴史的背景（物の燃焼以外の大気汚染に対する法改正の経緯等）、最近の大気汚染問題と法改正の動向（アスベスト、水銀、有害大気汚染物質等）などの内容をふまえ大気汚染対策の基礎と法改正の最新動向を解説しています。	解説時間：42 分 Powerpoint 116 ページ （参考資料含む）

○ 2022 年度環境保全研修会（前期 II）	
講師／講義内容	講義データ概要
1.㈱荏原製作所藤沢事業所 ～事業所における環境保全活動の事例紹介 講師：㈱荏原製作所藤沢事業所 事業所長 鈴木 俊昭 氏 県内事業所（製造会社）における環境保全の取り組みについて紹介しています。	講義時間：60 分 Powerpoint 44 ページ
2.漏油事故における初動の対応と基礎知識について 講師：谷口商会(株) 営業部 小野雄二郎 氏 事業所における漏油事故の際は、初動対応を最も重要となります。有事の際に必要な基礎的な対応について、独自マニュアルを用いながら、わかりやすく解説しています。	講義時間：60 分 Powerpoint 31 ページ

○ 2022 年度環境保全研修会（後期）	
講師／講義内容	講義データ概要
1.改正大気汚染防止法の完全施行に向けて ～県のアスベスト飛散防止対策 講師：神奈川県環境農政局環境部大気水質課 大気環境グループ 主査 高瀬 悠多 氏 アスベスト飛散防止対策の強化のため、令和2年6月に改正大気汚染防止法が公布され、順次施行されてきました。今後義務化される改正事項を中心に説明するとともに、県のアスベスト飛散防止対策の取組を解説します。	解説時間：30 分 Powerpoint 20 ページ
2.水質事故時の届出対象となる物質の追加について 講師：神奈川県環境農政局環境部大気水質課 水 環境グループ 主任技師 十河 孝夫 氏 令和5年2月から、泡消火薬剤などに使用された PFOS 等 4 物質が、河川等へ流出した際に知事への届出が必要な指定物質に追加されました。制度の概要や普段からの心がけ、いざというときの行動について解説します。	解説時間：15 分 Powerpoint 15 ページ
3.プラスチックごみ問題と神奈川県の取組 講師：神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課 調整 グループ 副主幹 元茂紗 綾香 氏 プラスチックによる海洋汚染は世界中で大きな問題となっており、日本では令和4年4月に「プラスチック資源循環法」が施行されました。県でも平成30年に「かながわプラごみゼロ宣言」を発表し、プラスチックごみ削減を推進しています。ここでは、その主な取組を解説します。	解説時間：30 分 Powerpoint 42 ページ
4. 神奈川県の食品ロス削減に向けた取組について 講師：神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課 指導グループ 主事 田崎 苑恵 氏 食品ロスは生産、製造、販売、消費等の各過程で発生し、その削減には事業者、県民がこの問題を自分事として捉え、行動することが必要です。そこで、食品ロスの現状と課題、県の施策のほか、削減に向けた具体的な取組等について解説します。	解説時間：30 分 Powerpoint 35 ページ

◎ 2022 年度環境実務担当者新任研修（第1回、第2回）	
講師／講義内容	講義データ概要
<第1回> 1.環境法規制の理解 講師：（公社）神奈川県環境保全協議会 事務局長 塩谷 映雄 環境保全に関係する法規制の概要と神奈川県生活環境の保全等に関する条例の規制の体系について解説しています。	解説時間：60 分 Powerpoint 30 ページ
2.廃棄物処理における基礎知識 講師：（公社）全国産業資源循環連合会 講師 渡辺 一法 氏 公害防止の取り組みや近年の環境不祥事などの企業を取り巻く環境問題など、環境管理の現場における課題などを交えて、分かり易く解説しています。	解説時間：80 分 Powerpoint 44 ページ
<第2回> 1.水質汚染防止法の概要と改正内容について 講師：神田環境研修企画事務所 代表 協議会 環境保全アドバイザー 神田 英治 氏 ・水質汚濁による健康被害（公害）発生と「水質汚濁防止法」制定の歴史的背景と経緯や水質汚濁防止法の体系と事業者の責務について、また、近年の法改正の動向とその概要（地下水汚染の未然防止、暫定基準の改正動向等）、などの内容をふまえ、水質汚濁対策の基礎と法改正の最新動向を分かりやすく解説しています。	解説時間：60 分 Powerpoint 86 ページ （参考資料含む）
2.環境管理の重要性と管理のあり方 講師：㈱日立リアルエステートパートナーズ主任技師 環境保全アドバイザー 山下 知子 氏 公害防止の取り組みや近年の環境不祥事などの企業を取り巻く環境問題など、環境管理の現場における課題などを交えて、分かり易く解説しています。	解説時間：80 分 Powerpoint 74 ページ



わがお国自慢

～広島県広島市編～



皆さんG7でご存じの広島を少し違った角度でご紹介します。まずは平和記念公園ですが、スピーチしていた慰霊碑の先にある「平和の灯」をご存じでしょうか。手首を合わせ手のひらを大空に広げた形を表現し中央で火が焚かれ、反核と恒久平和実現まで灯し続けられます。この公園は周囲に川が流れ緑も多く桜時期の花見会場としても人気です。



平和の灯(慰霊碑の反対側より撮影)

そして原爆資料館前には道幅の広い「平和大通り」があります。これは戦後に防火帯などを目的に整備され通称「100 m道路」と呼ばれ、幹線機能と共に憩いの場でもあり毎年開催される「ひろしまフラワーフェスティバル」ではパレードなど160万を越える人で賑わいます。



広島湾(中央:プリンスホテル、手前:マツダモータープール)

G7会場のホテル前には風光明媚な瀬戸内海が広がります。子供の頃は水平線やビッグウェーブに憧れていましたが、今は穏やかな水面の風景が心地よいです。岩国空港に着陸する飛行機はちょうど降下中に広島湾を上空通過するため海に浮かぶ島々の眺望としては最高です。



カーフェリー「両頭船」

この瀬戸内海の交通手段として船は重要で広島港からは日に100便を超える船が出ています。その多くは「両頭船」と呼ばれ、対象形状で前後に装備するスクリュウにより船が方向転換せず航行可能で車両も前進で乗下船ができ近距離航路の時間短縮に貢献しています。



路面電車

もう一つ広島と言えば路面電車です。車両も1両から5両編成、最新式省エネ低振動車両から他の都市で活躍していた懐かしい車両などが現役で走る「動く電車の博物館」とも呼ばれています。また改造車両ではテーブルやビールサーバーを装備して「ビール電車」などイベント運行もしています。観光電車のイメージですが市民の足として確立した路面電車は移動手段もお勧めです。線路網は市街地全域にわたり本数も多くバスやタクシーにも劣らず、線路は規制で自動車を排除しているので渋滞時間帯は最速アクセスです。平和宣言の都市そして環境にやさしい都市広島「他にも楽しい事があるけ、来てみんさい」

(記 日立 Astemo (株)厚木工場 金川博俊)

◆◆ 広報委員会 ◆◆

委員長 ソニーグループ(株)厚木テクノロジーセンター
副委員長 市光工業(株)伊勢原製造所
委員 富士フイルム(株)神奈川事業場

委員 (株)オカムラ追浜事業所
委員 三菱ケミカルハイテクニカ(株)小田原テクノセンター
委員 JX金属(株)倉見工場

✉ 事務局だより ✉

5月にコロナウイルス感染症の取り扱いが変更になったことで、今年度は協議会の事業活動のみならず、会員の皆様におかれてもコロナ禍前の日常を取り戻し始めているのではないのでしょうか。協議会としても、暫く休止してた事業を再開するなど従来の事業活動へ戻しつつも、当協議会の使命として皆様へ「情報提供の充実」を図ることに重点をおき、活動してまいります。その中でこの会報誌は、皆様のお手元に直接お届けする唯一の情報誌となっており、今号では「行政情報」「会員事業所情報」を主体に、関係機関からの情報提供などを紹介しております。また今年度の事業推進についてもご紹介しておりますが、今後も会員の皆様のご要望を取り入れながらお役に立てる情報提供に努めてまいります。

会報 しんかんきょう147号

発行年月日 2023年8月
発行人兼編集責任者 公益社団法人神奈川県環境保全協議会
会長 久松太久司
横浜市中央区日本大通1
(神奈川県環境農政局内)
電話:(045) 210-8727
E-mail: shinkankyoku@eagle.ocn.ne.jp
ホームページ: <http://www.shinkankyoku.or.jp>
編集協力 (株)さんこうどう (<http://www.sankodo.ne.jp>)
制作・印刷 電話 (0466)27-2511

わたしたちの環境保全活動

油や化学物質の漏洩事故を未然に防ぎ、有事の際は必要となる対策資材を迅速にお届けする。
環境保全に全力で取り組み、お客様の活動をサポートする。

エーシー ACライト®

路面の油、水、その他の液体吸着材



交通事故等で路面に流出した有害液体の拡散防止と回収に

- 路面凹部の油も吸着
- 散布しても車、自転車などのスリップは増えません。

スミレイ®

油だけ吸着する浮遊活性炭化物



スミレイオイルフェンス

- 小型軽量 少人数で設置できます。

スミレイオイルマット

- 水を吸わず、油だけを強力に吸い込みます。

安心のアシッドテープ AC-id TAPE

万全のバシッドテープ BAS-id TAPE

配管からの **酸 アルカリ** 気液漏洩を検知し、事故を未然に防ぎます。

目の届かない処も
見つけやすい！



- 漏洩の懸念のある個所に予め巻いておくと、漏れたときに変色して検知できます。
- どんな形状部にも自在に巻くことができます。
- 固定は引っ張り切った末端を押し付けるだけ。
接着剤・留め具一切不要。布同士の自着性を利用して緩みません。何度でも巻き直せます。
- 新開発の機能性材料により耐久性抜群。
屋外吹きさらしでも半年～数年以上。

紫外線や温度変化に強く
屋外でも使用可能！

新製品



寸法：幅25mm×長さ10m

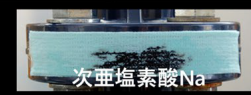
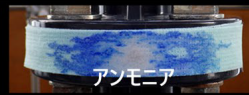
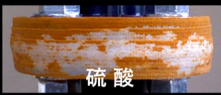
使用例
(フランジ・バルブ・点検部等)

使い方

1. 巻く
2. 引っ張り切る
3. 押し付ける



品名	適応化学物質	色変化
アシッドテープ AC-id TAPE	酸 (pH<2) 塩酸・硫酸・硝酸等の無機酸、酢酸等の有機酸、 亜硫酸ガスなど	赤茶 → 白・黄色
バシッドテープ BAS-id TAPE	アルカリ・その他危険な気液 苛性ソーダ・アンモニア(気液)・過酸化水素・ 次亜塩素酸Na・硫化水素ガスなど	薄緑 → 青紫・黒



谷口商会株式会社

TEL: 086-296-5906 FAX: 086-296-6507

谷口商会

検索

<https://www.taniguti.co.jp/>
E-mail info@taniguti.co.jp





中央カンセー株式会社

豊かな自然環境を次世代につなぐために

何ができるかを考え続けます

〒243-0032

神奈川県厚木市恩名1-11-31

中央カンセー株式会社 本社

TEL046-221-1102 FAX046-225-6099

URL: <http://www.chuohkanse.com>

〒243-0801

神奈川県厚木市上依知2861-1

上依知リソースセンター

TEL046-245-2334 FAX046-245-2677

〒243-0303

神奈川県愛甲郡愛川町中津6819

愛川リソースセンター

TEL046-284-2001 FAX046-284-2002

〒243-0807

神奈川県厚木市金田1009-3

金田リソースセンター

TEL046-204-5831 FAX046-204-5861